

産業廃棄物処理計画書

令和6年6月17日

長野県知事様

提出者

住所 長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口1794番地6

氏名 御代田町長 小園 拓志

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0267-32-3111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	公共下水道終末処理場 御代田浄化管理センター
事業場の所在地	長野県北佐久郡御代田町大字御代田3029-1
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

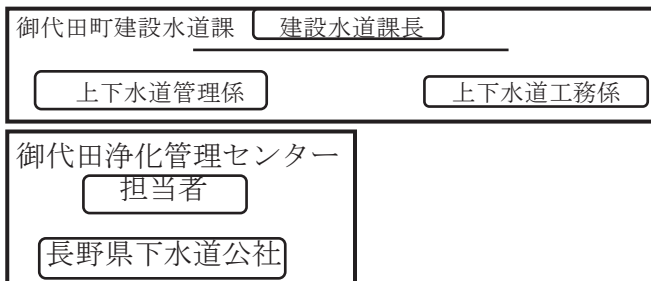
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	水道業、下水道業、下水道処理施設維持管理業 (3631)
②事業の規模	令和5年度 年間総放流量 : 1,375,877m ³
③従業員数	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>御代田浄化センター (令和5年度実績値)</p> <pre> graph LR A[流入水 1,375,877t/年] --> B[反応槽・汚泥濃縮施設 汚泥63,228 t 汚泥脱水施設 脱水汚泥 1,291t] B --> C[放流水 1,375,877t/年] B --> D[明星セメント(株)系魚川工場 セメント原料化 1,291 t] </pre>

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（下水汚泥）	
	排 出 量	63,228 t	t
	(これまでに実施した取組) 濃縮設備使用時は、適正な管理による汚泥濃度の確保。 反応槽直脱による汚泥脱水時は、反応槽MLSSの適正な管理による汚泥濃度の確保。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（下水汚泥）	
	排 出 量	64,000 t	t
	(今後実施する予定の取組) 濃縮設備使用時は、適正な管理による汚泥濃度の確保。 反応槽直脱による汚泥脱水時は、反応槽MLSSの適正な管理による汚泥濃度の確保。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 脱水した下水汚泥は、搬出されるまでの間、容器（貯留ホッパー）に保管されるため、他の物質の混入はない。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 脱水した下水汚泥は、搬出されるまでの間、容器（貯留ホッパー）に保管されるため、他の物質の混入はない。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（下水汚泥）	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（下水汚泥）	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（下水汚泥）	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	61,937 t	t
（これまでに実施した取組） 汚泥脱水を行い、汚泥を減量する。 脱水機の適正な運転を行い、安定した減量化に努める。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（下水汚泥）	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	62,750 t	t
（今後実施する予定の取組） 汚泥脱水を行い、汚泥を減量する。 脱水機の適正な運転を行い、安定した減量化に努める。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（下水汚泥）	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（下水汚泥）	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組）		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	1,291 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	1,291 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） 太平洋セメント（株）【明星セメント糸魚川工場を主体】へ汚泥処理を委託し、セメント原料化として再生処理する。 マニフェスト伝票の管理を徹底する。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（下水汚泥）	
	全処理委託量	1,250 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	1,250 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>太平洋セメント（株）【明星セメント糸魚川工場を主体】へ汚泥処理を委託し、セメント原料化として再生処理する。 マニフェスト伝票の管理を徹底する。</p>		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

令和 6 年度産業廃棄物処理計画書（産業廃棄物の実績及び計画の量）

単位:t

実績:前年度産業廃棄物排出量

計画:当年度産業廃棄物排出量の目標値

産業廃棄物の種類	総排出量		自ら再生利用を行った(行う)量		自ら行う中間処理				自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った(行う)量		処理の委託									
					自ら熱回収を行った(行う)量		自ら中間処理により減量した(する)量				全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	自ら直接再生利用した量等を含めた事業場における産業廃棄物の合計量		自ら直接再生利用する量と自ら中間処理を行った後に再生利用する量				中間処理前の量から中間処理後の量を引いた量		自ら直接埋立・海洋投入処分する量と自ら中間処理した後に自ら埋立・海洋投入処分する量		自社内で処理を行わず直接委託した量と自ら中間処理した残さのうち処理業者に委託して処理する量		優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)		中間処理後、有効利用されている場合の委託量(委託先から別の業者に売却等される場合を含む。)		認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)		認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量	
	①	②+⑧	⑤		⑦		③+⑨		⑩		⑪		⑫		⑬		⑭			
実績		計画		実績		計画		実績		計画		実績		計画		実績		計画		
法律	1 燃え殻																			
	2 汚泥	63,228.10	64,000.00					61,936.70	62,750.00			1,291.40	1,250.00			1,291.40	1,250.00			
	3 廃油																			
	4 廃酸																			
	5 廃アルカリ																			
	6 廃プラスチック類																			
政令	1 紙くず																			
	2 木くず																			
	3 繊維くず																			
	4 動植物性残さ																			
	5 ゴムくず																			
	6 金属くず																			
	7 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず																			
	8 鉱さい																			
	9 がれき類																			
	10 家畜ふん尿																			
	11 家畜の死体																			
	12 動物系固形不燃物																			
	13 ばいじん																			
	14 処分するために処理したもの																			
合計	63,228.10	64,000.00	0.00	0.00	0.00	0.00	61,936.70	62,750.00	0.00	0.00	1,291.40	1,250.00	0.00	0.00	1,291.40	1,250.00	0.00	0.00	0.00	0.00

※ 総排出量=自ら再生利用を行った(行う)量+自ら中間処理により減量した(する)量+自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った(行う)量+全処理委託量

【記載方法】

- ・各産業廃棄物の種類ごとに該当の箇所の左に前年度の実績(現状)を右に本年度の目標(計画)の産業廃棄物の量を記載してください。
- ・「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入し、右欄にそれぞれの内訳を記載してください。
- ・「自ら再生利用を行った(行う)量」の欄は、自ら直接再生利用した量と自ら中間処理した後再生利用した量を記載してください。
- ・「自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った(行う)量」は、自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量と自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分をした量を記載してください。